見　積　依　頼　書

下記のとおり見積合わせに付します。
令和8年11月11日

分任支出負担行為担当官
関東管区警察局埼玉県情報通信部長
米田　稔

記

1　見積合わせに付する事項
(1) 作　　業　　名　樹木剪定作業
(2) 作　業　内　容　見積合わせ事項書による
(3) 作　業　場　所　見積合わせ事項書による
(4) 履　行　期　間　契約締結日から令和9年3月24日（水）まで
(5) 見積書提出方法等　見積合わせ事項書で示す様式の見積書に見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載し、下記の締切日時までに提出すること。
(6) 電子調達システムの利用
本案件は、「電子調達システム」（政府調達（GEPS））対象調達案件である。ただし、「電子調達システム」により難い場合には、紙による見積書の提出ができるものとする。

2　見積合わせに参加する者に必要な内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）
なし

3　契約条項を示し、見積合わせ事項書の交付を行う場所等
(1) 場　　所　埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
関東管区警察局埼玉県情報通信部　通信庶務課　（埼玉県庁第2庁舎9階）
問合せ先　　電話番号　048−832−0110（代表）
Mail　saitama.CGA@npa.go.jp
(2) 交付方法　本公告日から上記3（1）の所在地において交付する。また、「電子調達システム」（政府電子調達（GEPS）https://www.p-portal.go.jp/）から入手することもできる。
(3) 日　　時　令和8年11月11日から令和8年11月27日まで
（官庁執務時間内、土日祝日を除く）

4　見積書の提出方法及び締切日時
(1) 提出方法　4（2）に示す期限までに、「電子調達システム」により提出しなければならない。ただし、「電子調達システム」により難い場合には、3（1）に示す場所に、同期限までに提出しなければならない。
(2) 提出期限　令和8年11月27日（金）　16時00分

5　見積合わせ日時
令和8年11月30日（月）　10時00分

6　支払条件
履行完了後、適法な請求書を当部が受領した後、30日以内に国庫金の振込払とする。

7　その他
(1) 見積金額は消費税を除いた額を記載し、一円未満の端数がある場合は切り捨てとすること。
(2) 見積合わせの結果の公表は、電話での対応も受け付けることとする。

8　問合せ先
(1) 契約に関すること　関東管区警察局埼玉県情報通信部　通信庶務課　経理係
電話番号　048−832−0110
(2) 仕様書に関すること　関東管区警察局埼玉県情報通信部　通信施設課　施設第三係
電話番号　048−832−0110

見 積 合 わ せ 事 項 書

1　契約担当官等

分任支出負担行為担当官

関東管区警察局埼玉県情報通信部長　米田　稔

2　調達内容

(1)　作 業 名　樹木剪定作業

(2)　作業内容　仕様書のとおり(剪定作業の樹木周辺の電線について、防護管設置及び撤去作業あり)

(3)　履行期間　契約締結日から令和9年3月24日（水）まで

(4)　作業場所　仕様書のとおり

3　見積りの方法

(1)　見積りは、本仕様書に要する一切の諸経費を含めた金額を見積もるものとする。

(2)　契約締結に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、見積合わせに参加する者（以下「参加者」という。）は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

(3)　契約の相手方となった者は、速やかに見積内訳書（消費税金額を含む）を提出しなければならない。

4　契約の相手方の決定方法

契約の相手方については、参加者に必要な資格、その他の要求要件をすべて満たし、当該参加者の見積価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。

5　参加者に必要な資格

(1)　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2)　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3)　警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4)　警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5)　秘密の内容を含む事項の場合は、当方が必要とする秘密の保全に関する事項について、当方の承諾が得られていること。

6　仕様書等の交付場所

(1)　仕様書等を交付する場所及び日時

場　所　埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

関東管区警察局埼玉県情報通信部　通信庶務課　（埼玉県庁第2庁舎9階）

問合せ先　　電話番号　048−832−0110（代表）

Mail　saitama.CGA@npa.go.jp

なお、下記期間中に秘密の保全に関して、別紙−2の誓約書を仕様書等の受領時に提出すること。

日　時　令和8年11月11日（水）から令和8年11月27日（金）まで
（官庁執務時間内、土日祝日を除く）

(2)　見積書等の提出場所及び期限
場　所　下記期限までに、「電子調達システム」により提出しなければならない。ただし、電子調達システムにより難い場合は、6（1）に示す場所に、同期限までに提出しなければならない。
期　限　令和8年11月27日（金）　16時00分まで
（官庁執務時間内、土日祝日を除く）

(3)　見積合わせ日時
令和8年11月30日（月）　10時00分

(4)　見積書の提出方法
①　見積書は提出期限までに、「電子調達システム」にて提出すること。ただし、「電子調達システム」により難い場合は、参加者又はその代理人が持参、郵送若しくは電子メールにより提出すること。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による見積りは認めない。
②　見積書の様式は問わないが、別紙－1の内容を満たすものとし、宛名、件名等に抜けがないこと。
③　見積書は、社印及び代表者印を省略することができる。この方法による場合は、見積書の発行権者及び事務担当者それぞれの氏名及び連絡先を明記すること。
④　参加者は、その提出した見積書の引換、変更又は取消をすることができない。

(5)　見積書の無効
①　本事項書に示した参加資格のない者及び参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した見積書は、無効とする。
②　次の各号の一つに該当する見積書は、無効とする。
ア　金額を訂正した見積書
イ　誤字、脱字、脱漏、汚染、塗末等により意思表示が不明確な見積書
ウ　不当に価格のつり上げ、つり下げ、談合等の背信行為又は連合と認められる見積書及びその疑いのある見積書
エ　同一の見積合わせについて、2通以上提出された見積書

(6)　見積合わせ
①　参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為を行ってはならない。
②　見積合わせは、見積合わせ日時に電子調達システムで行う。
③　見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき又は予定価格の制限に達した価格の見積書がないときは、当部が選定した者へ再度の見積りを依頼することができる。

7　契約書等作成の要否
会計法令等に基づき、契約金額により、契約書又は請書が必要な場合は作成する。

8　その他
(1)　見積書の作成、提出等に係る費用は、すべて参加者が負担すること。
(2)　都合により見積合わせを取りやめることがある。
(3)　契約の相手方を決定するために、参加者に対し追加資料の提出を求める場合があるので、これに従うこと。
(4)　契約手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
(5)　支払については、発注者の検査に合格し、請求書を受領した日から30日以内に届け出の

日本銀行指定金融機関へ振り込む。

(6)　作業はすべて仕様書等に基づくものであり、発注者が行う検査を受けなければならない。

9　電子調達システムに関する問合せ先

調達ポータル・電子調達システムヘルプデスク

電話　0570-000-683（ナビダイヤル）

03-4332-7803（IP電話等をご利用の場合）

時間　平日9:00～17:30

（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く。）

電子調達システム　https://www.geps.go.jp/

別紙－1

見　積　書

令和　　年　　月　　日

分任支出負担行為担当官
関東管区警察局埼玉県情報通信部長　殿

住　　所

会 社 名

代表者名

連 絡 先

担当者名

担当者連絡先

件　名　　樹木剪定作業

	億	千	百	十	万	千	百	十	円
金									

（消費税及び地方消費税を除く）

電子くじ番号

記載例

別紙－１

見　積　書

令和　　年　　月　　日
作成日を記載

分任支出負担行為担当官
関東管区警察局埼玉県情報通信部長　殿

住　　所

会 社 名

代表者名

連 絡 先

担当者名

担当者連絡先

件　名　　○○○○○○○○○

	億	千	百	十	万	千	百	十	円
金			￥	＊	＊	＊	＊	＊	＊

↑金額の頭に￥マークを入れる。

（消費税及び地方消費税を**除く**）

電子くじ番号

同額となった場合のくじに使用するため、任意の番号3桁を記載すること。

別紙－２

関東管区警察局埼玉県情報通信部　御中

誓　約　書

貴部において進めておられる「　　樹木剪定作業　１式　　」の競争参加にあたり、秘密に属する文書、貸与された資料、仕様書等及び警察関係者の会話内容等全ての資料について、別紙「秘密保全条項」を厳守するとともに、秘密が紛失、漏えい、窃取されないように万全を期すこと及び当社従業員の故意又は過失により秘密が漏洩等した場合についての一切の責任を負うことを誓約します。

令和　　年　　月　　日

会社名

職　位

氏　名

代表者連絡先

事務担当者

事務担当者連絡先

別紙－２

記載例

※誓約書の提出をもって、仕様書を交付いたします。

関東管区警察局埼玉県情報通信部　御中

表面が「誓約書」、裏面が「別紙　秘密保全条項」となるように作成してください。

誓　約　書

貴部において進めておられる「　　樹木剪定作業　１式　　」の競争参加にあたり、秘密に属する文書、貸与された資料、仕様書等及び警察関係者の会話内容等全ての資料について、別紙「秘密保全条項」を厳守するとともに、秘密が紛失、漏えい、窃取されないように万全を期すこと及び当社従業員の故意又は過失により秘密が漏洩等した場合についての一切の責任を負うことを誓約します。

作成日を記載してください

令和　　年　　月　　日

会社名等を記載してください

会社名　　東京都千代田区〇〇１－１－１
　　株式会社〇〇
職　位　　代表取締役
氏　名　　関東　太郎
代表者連絡先　　048－123－XXX
事務担当者　　関東　一郎
事務担当者連絡先　090－1234－XXXX

この記載があれば、押印省略→

別紙

秘密保全条項

（秘密保全の義務及び範囲）

第１条　発注者から提供された仕様書、電子的記録等の資料及び警察関係者の会話内容並びに入札書等提出業者（以下「業者」という。）が作成した提案書、見積書、完成図書、電子的記録等の資料（以下「作成資料」という。）の秘密の保全に関しては、この秘密保全条項を適用する。

２　業者は、業者の従業員の故意又は過失により発注者の秘密が漏洩したときであっても、管理者としての責任を免れることはできない。

３　業者は、契約期間中はもちろん、仕様書説明会、又は契約終了後でも作成資料を他に漏洩又は他の目的に使用してはならない。

（秘密保全責任者）

第２条　業者は、この秘密保全条項を徹底させるため、作成資料の内容を管理する秘密保全責任者を選任し、発注者に報告し許可を得るものとする。なお、変更があった場合も同様とする。

（下請負の禁止）

第３条　業者は、作業のすべて又は一部を他の者に下請負させてはならない。ただし、やむを得ず一部を下請負させるときは、その下請負先にも秘密保全責任者を選任し、発注者に報告し許可を得るとともに、この秘密保全条項を遵守させるものとする。

（作業に携わる関係者）

第４条　業者は、作業に携わる関係者の名簿を作成のうえ、発注者に報告するものとする。

（情報の取扱）

第５条　秘密保全責任者は、作成資料が漏洩、盗難、亡失あるいは自己保有の資料等と混同される恐れのないよう、保管庫にて常時施錠し保管するものとし、パソコン及び電子媒体に保管する場合は、暗号化、若しくはパスワードによる保護を行ったうえ、アクセス制御を実施し、アクセスログを取得する等、適切な守秘対策を講じ管理しなければならない。

２　業者は、使用するパソコンについては、インターネットに接続していない端末とし、漏洩防止対策を講じなければならない。

３　業者は、作業に必要な限度をこえて作成資料を供覧、又は漏洩してはならない。

４　作成資料は、いかなる場合であってもそのすべて又は一部を引用して他の目的に供してはならない。

（資料の複製）

第６条　業者は、作成資料の複製、又は写真撮影を必要とする場合は、事前に発注者の許可を受けるものとする。

２　業者は、作成資料の製作、又は写真撮影を行ったときは、帳簿により数量、配布先等を管理するとともに、速やかにその旨を発注者へ書面により報告するものとする。

（資料の廃棄方法）

第７条　業者は、所有している作成資料を適切に廃棄した後、発注者へ書面により報告するものとする。ただし、発注者から許可を受けた場合は、契約終了後も保管できるものとし、保管期間中はこの秘密保全条項が適用されるものとする。

情報形態	記録形態	廃棄方法
紙情報	印刷情報、手書きの情報	シュレッダーにより裁断
電子媒体情報	ＣＤ－Ｒやハードディスクなどの記録媒体に保存されている情報	削除ツールによる廃棄、或いは再生できないよう破壊

（事故発生時の措置）

第８条　業者は、秘密情報及び提供物等の漏洩、紛失、盗難又は破壊等の事故が発生し、又はそれらの疑いや恐れがあるときは、適切な措置をとるとともに、直ちに発注者に報告しなければならない。

２　発注者は、業者から前項の報告を受けた場合、その詳細を調査することとし、業者はこれに協力しなければならない。

（教育）

第９条　業者は、関係者に対してこの秘密保全条項の内容を周知徹底させるために必要な教育を行わなければならない。

（その他）

第10条　この秘密保全条項の取扱上で生じた疑義については、業者は発注者の指示を受け、その指示に従うものとする。